

# 令和5年度 麻生区農と環境を活かしたまちづくり運営支援業務委託 仕様書

## 1 事業及び委託目的

「農と環境を活かした連携事業」は、大学や農業従事者、区民等との協働による麻生区の貴重な農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地域活性化に向けた取組の更なる推進を図ることを目的とする。

本委託は、黒川地域における黒川地域連携協議会と2つの専門部会の取組項目の実施運営支援及び各取組項目について、地域連携による自立化や持続化をめざした取組支援を行うものである。

また、岡上地域においては、新たに組成された地域連携の枠組みをベースに農業従事者、関係団体や大学等と連携し、地域活性化に向けた各主体の取組支援を行い、地域の課題解決に向けた調整等、今後の取組の方向性について検討を行うものである。

各業務は、令和6年に市制100周年を迎え、全国都市緑化かわさきフェアが開催されることを踏まえた取組とし、周知・啓発等を行うものである。

## 2 業務内容

### (1) 黒川地域専門部会（2部会×各1回）及び黒川地域連携協議会（1回）の開催に向けた資料作成及び会議運営支援

- ・黒川地域では、明治大学や地元農業者、川崎市等の関係者等による2つの専門部会（農産物等研究専門部会、里地里山保全利活用専門部会）における黒川地域連携イベント等に向けた実施事項の検討・調整、後方支援や、黒川地域連携協議会において、取組項目等の結果報告・検証、次年度の取組の検討を行う会議の実施にあたり、その資料作成や運営支援を行う。
- ・各回とも会議記録（摘録）を作成する。

#### 【専門部会（2部会×各1回）】

黒川地域連携イベント等に向けた実施事項の検討・調整

#### 【黒川地域連携協議会（1回）】

黒川地域取組項目等の結果報告・検証、次年度の取組の検討支援

### (2) 黒川地域連携イベント等の取組支援

#### ①農産物等研究専門部会

ア) 過年度から取組んでいる大学と地域が連携した各種取組（研究や援農等）等の内容の把握や実施成果の取りまとめを行う。

イ) 地域や大学と連携したグリーンツーリズムイベント「地元農産物の収穫体験(例)」(1回)の実施・運営支援を行う。

・関係者との調整

・参加者（区内小学生とその保護者30組60名程度想定）の募集広報資料の作成

- ・準備及び当日運営（参加者の保険料、使用資機材の調達及び講師謝礼金含む）
- ・アンケート調査の実施及び取組成果取りまとめ

## ②里地里山保全利活用専門部会

- ア) 散策や里山に親しむための地域の取組（竹を使った里山工作イベント等）の実施支援（告知チラシ作成、運営支援等）を行う（1回）。
- イ) 地域の関係者や市民等による「里山保全活動体験（笹刈り）」の実施支援（チラシ作成、運営支援等（参加者30名程度、備品含む））
- ウ) 麻生区内にある農業資源や里地里山などの環境資源を活用した地元主催のイベントに対して、広報周知活動（告知チラシ・案内作成等）の支援を行う（1団体を予定）。
- エ) 専門部会による取組（イベント）における死亡・後遺障害、入院保険金、通院保険等の保険契約を行う。

## （3）岡上地域における地域活性化に向けた取組の支援

- ①地域の関係団体や大学等と、地域活性化に向けた取組について意見交換会（1回以上）の運営支援を行う。
- ②平成30年度に作成した「岡上地区における地域資源調査結果」に基づき実施した地元ヒアリング結果等を踏まえ、今年度実施する取組の共有と連携方針の確認、今年度の取組成果と次年度に向けた農業資源、環境資源を活用した地域活性化に向けた取組方針案を取りまとめるための支援を行う。
- ③岡上地域で行われるイベント等と連携した広報周知活動（告知チラシ作成等）を行う。

## （4）令和5年度実施事項報告書の作成

- ・成果品は次のとおりとする。報告書は、発注者が加工・編集することが可能なファイル形式のデータ及び報告書形式で納品する。

### ① 報告書（1部）

- ・令和5年度取組実施事項報告書
- ・業務の実施状況が分かる写真
- ・本業務遂行時において作成した成果物（計画書や広報物等）一式
- ・アンケート集計結果
- ・取組の結果を踏まえた、今後の取組方針案
- ・その他発注者が必要と認めるもの

### ② 報告書の電子データ（CD-R）1式

## 3 委託期間

契約締結日から令和6年3月15日までとする。

## 4 履行場所

麻生区内ほか

## 5 その他

- (1) 受託者は川崎市と連絡を密にし、事業の進捗状況を随時報告し、川崎市からの指示を受けなければならない。
- (2) 委託業務完了後、業務完了報告書を提出すること。
- (3) 本業務の実施において知り得た情報については、いかなる理由があっても、川崎市の了解なしに第三者に漏らしてはならない。
- (4) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に規定する個人情報（以下この項において、「個人情報」という。）を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、別記「個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項」を遵守し、個人情報の漏洩、改ざん、滅失、毀損その他の事故を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な管理を行わなければならない。
- (5) 成果物は、川崎市の許可なく他に公表若しくは貸与又は使用してはならない。
- (6) 不測の事態が発生し、事業を中止とした場合は、中止決定までに掛かった費用（前日までのデザイン・印刷費、機材費、人件費、業務経費）を発注者が支払うものとする。
- (7) この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書の解釈について疑義が生じたときは、川崎市契約規則によるほか、発注者と受託者が協議のうえ決定する。

## 個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項

(趣旨)

第1条 この特記事項は、個人情報の取扱いを伴う事務事業の委託について、必要な事項を定めるものである。

(基本事項)

第2条 乙は、業務の履行に当たり情報セキュリティの重要性を認識し、情報資産の漏えい、紛失、盗難、改ざんその他事故等から保護するため、必要な措置を講じなければならない。

(情報セキュリティ関連規定の遵守)

第3条 乙は、この契約による業務に関する情報資産の取扱いについては、個人情報の保護に関する法令のほか、川崎市情報セキュリティ基準その他の関連規定を遵守しなければならない。

(個人情報の適正な維持管理)

第4条 乙は、この契約の履行に当たり個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。)に規定する個人情報(以下「個人情報」という。)を取り扱う場合は、個人情報の保護を図るため、個人情報の漏えい、改ざん、滅失、き損その他の事故等を防止するための必要な措置を講ずることにより、個人情報について適正な維持管理を行わなければならない。

2 乙は、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、業務が適切に履行されるよう、必要な監督を行わなければならない。また、個人情報保護法にある罰則規定を周知しなければならない。

(秘密保持及び第三者への提供の禁止)

第5条 乙は、この契約の履行に当たり知り得た秘密及び個人情報を第三者に開示し、又は漏えいしてはならず、並びにあらかじめ甲が書面により承諾した内容を除いて、この契約の履行により知り得た情報を第三者に提供してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また、同様とする。

2 乙は、前項の義務を遵守するために必要な措置として、この契約の履行に必要な業務に従事させる者に対して、川崎市情報セキュリティ基準第2章9(1)オの定めに従い、秘密保持等に関する誓約書を提出させなければならない。

3 甲は、第1項の規定に違反するおそれがある場合は、乙に対し関係資料の提出を求め、又は甲の職員をして履行場所等に立ち入らせ、文書その他の資料を調査させ、若しくは関係者に質問させることについて協力を求めることができる。

(指示目的外の利用の禁止)

第6条 乙は、この契約の履行に必要な業務に関する情報をその他の用途に使用してはならない。

(情報の複写及び複製の禁止)

第7条 乙は、この契約の履行に当たり、甲の指示又は承諾があるときを除き、受託業務に関する情報を複写し、又は複製をしてはならない。

(その他)

第8条 乙は、この特記事項に定めるもののほか、情報資産の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。